

第18章

その他

(1) 市有施設の休館	217
(2) 寄附(物資・金銭)	219
(3) コロナ差別に対する啓発	222
(4) 廃棄物処理への影響と市の取組	223
(5) 災害時における避難(避難所運営等)	225
(6) 外国人市民・留学生支援	227
(7) 斎場への影響と対応	229
(8) 選挙における感染対策	231
(9) 市職員採用試験における感染対策	232
(10) 公共工事・契約事務における感染対策	233

(1) 市有施設の休館

- 本市では、令和2年2月28日に開催した「第5回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」において、国の基本方針を踏まえ、観光施設・文化施設等の78施設について臨時休館することを決定した。

感染発生当初の公共施設における方針決定の経過(抜粋)

令和2年2月28日「第5回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・ 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針を踏まえ、観光施設・文化施設といった78箇所の市有施設について、2月28日から3月10日まで、臨時休館とすることを決定。

令和2年3月5日「北九州市のイベント開催に関する基本方針」を改訂

- ・ 市有施設について、屋内施設を中心に臨時休館の期間を3月20日まで延長とする。以後は、状況確認のうえ、随時見直すことを決定。

令和2年3月20日「第8回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・ 屋内施設を中心に臨時休館の方針を当分の間、延長する。
- ・ 今後は、感染リスクが低減できることが確認できた施設から、準備が整った段階で順次開館する。

令和2年4月8日「第10回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・ 緊急事態宣言の発出(令和2年4月7日～5月6日まで)を受けて、休館している施設に加え、屋外施設等についても休館とする。



- その後の施設の使用制限の要請にあたっては、国の基本的対処方針に基づき、「地域の感染状況、施設種別の効果やリスク、施設における感染防止対策の実施状況等に留意し、適切に判断し検討する」こととし、本市においても感染状況や施設種別に応じて公共施設の開閉館を実施した。
- 令和3年9月28日に開催された「第38回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」において、令和3年10月1日以降の市の公共施設における制限を解除した。

【市有施設における主な対応】

- ・ 各施設においては、国の基本方針を踏まえた市の新型コロナウイルス対策会議等の指針に従い、施設内における基本的な感染防止対策の徹底や開館時間の短縮等に取り組んだ。
- ・ 指定管理者施設においても、市の方針等に則り、臨時休館や利用制限を行ってきた。こうした制限により、指定管理者の収益が得られない等の事態が発生し、本市として、指定管理料を増額するなどの対応を行った。

ア 市民センター

- ・ 全国公民館連合会作成のガイドラインや、専門家の意見等を踏まえ、「市民センターにおける新型コロナウイルス感染症感染予防対策マニュアル」を策定した。策定後、各市民センターにおいて、マニュアルに基づく感染症対策を実施した。
- ・ 全市民センターにおいて、新型コロナワクチン予約専用窓口を臨時的に設置し受付対応を行った。

(開設期間)

令和4年1月24日～3月31日、令和4年7月12日～9月9日、
令和4年11月1日～11月30日

イ 文化施設

- ・ 「オンラインでの施設予約及び抽選の導入」や「キャッシュレス決済の導入」等を導入した。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、キャンセルとなった施設利用申請に対する使用料の返還や、国の基本方針に基づく人数制限等により、広い施設へ変更した場合の施設使用料を最大50%減免とした。

ウ スポーツ施設

- ・ 日本スポーツ協会ガイドラインや国・県の方針、指定管理者の意見を踏まえながら、「スポーツ施設新型コロナウイルス感染症防止マニュアル」を策定した。
- ・ 新型コロナウイルスの影響によりキャンセルとなった施設利用申請に対する使用料の返還等を行った。

エ 青少年施設

- ・ 数少ない宿泊機能を持つ公共施設であるが、宿泊に伴う感染リスクが高いと判断し、「宿泊不可」とする期間を設けた。

オ 公園施設

- ・ 市内の小・中学校等の臨時休校に伴い、響灘緑地(グリーンパーク)を無料開園した。
- ・ 志井ファミリープールでは、ホームページで「現在の入園者数」を発信し、入場待ち等の混雑を緩和した。

【公共施設へのおでかけ応援事業】

概要

コロナ禍における物価高騰等に直面する市民生活をレジャーなどの面から支援するとともに、市民の外出機会の創出による地域経済の活性化を図るため、主に夏休み期間中に市民が利用する公共施設の入場料等を無料化する「公共施設へのおでかけ応援事業」を実施した。

実施期間

令和4年7月から8月末まで
(主に夏休み期間中の2ヶ月間、実施期間の詳細は各施設で異なる)

対象施設

市内121施設

対象者

北九州市内に在住の方(年齢不問)
(入場時にマイナンバーカード、運転免許証、
子ども文化パスポート等により本人確認を実施)



市内の公共施設121施設を無料化

実施における感染対策

事業実施にあたっては、入場料等の無料化に伴う利用者の増が想定されることから、「マスクの着用や、大声を出さない(飛沫の抑制)、手指消毒や、屋内換気の徹底」など、業種別ガイドライン等に基づき、これまで取り組んできた基本的な感染防止対策を徹底しつつ、常時、感染状況を確認しながら事業を実施した。

また、人気の施設(スペースLABO、いのちのたび博物館)等では、事前予約制とした。

(対応を振り返って)

市有施設について、本市では、新型コロナウイルス発生当初は、人流の抑制など、感染リスクの低減等のために、施設種別に関わらず一律閉館などの取扱いを行ってきた。しかしながら、民間施設が多い首都圏等とは異なり、文化施設、観光施設、運動施設等の多くが市有であるという本市の特性や、福祉・子育て・地域活動などに密接に関わる施設を保有することから、市有施設の一律閉館は、市民生活に大きく影響を及ぼす。このため、令和3年8月(第5波)からは、一部の公共施設については、感染防止対策を徹底した上で開館するなどの対応を行ってきた。

(2) 寄附(物資・金銭)

ア 寄附物資

- 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、マスクやアルコール等の物資が供給不足になった一方で、コロナの最前線で取り組んでいる医療機関等へ企業や個人からマスク等の物資について、市への寄附の申し出が相次いだ。

- 寄附物資の受入れと分配などの総合調整については、令和2年4月に「寄附物資受入れセンター（西日本総合展示場）」を設置し対応した。

【寄付物資受入実績等】

主な受入状況

受入時期	物資内容	数量
令和2年度	サージカルマスク	1,182,293枚
	N95マスク	16,748枚
	防護服	7,869着
	フェイスシールド	7,406枚
	医療用ガウン	12,500枚
令和3年度	空気清浄機	6台
	消毒用アルコール	300リットル
令和4年度	フェイスシールド	2,700枚
	消毒綿	1,584箱
	4層不織布マスク	100,200枚
	不織布マスク	8,750枚
令和5年度	消毒液	9,240本

物資の配送先

医療機関を中心に、障害者・高齢者施設、学童・保育施設、避難所等

寄附物資受入れの終了

物資供給の回復及び国からの物資供給等により、令和5年5月で物資の受入れを終了した。

イ 寄附金

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市内外の企業・団体から多数の寄附の申し出があり、受入れを行った。
- 市民の方々からも市に対して、新型コロナウイルス対策資金を寄附したいとの申し出が多く寄せられた。これを受けて本市では、既に事業を行っている「ふるさと北九州市応援寄附金（個人版ふるさと納税）」の寄附金の使い道に「新型コロナウイルス対策」を加えることによって、速やかに寄附募集を開始し、市民はもとより全国の方々からの寄附を募ることが可能となった。
- また、寄附金の使途を医療・福祉関係者への支援、深刻な影響を受ける事業者への支援に特化した、返礼品なしのガバメントクラウドファンディング「北九州市応援寄附金」を新設した。

【取組内容】**(ア) 企業・団体からの新型コロナウイルスに対する寄附金(令和2年2月～)****概要**

企業・団体からの寄附の受入れ

実施体制

令和2年2月～令和4年3月：企画調整局地方創生推進室(当時)にて対応

令和4年3月以降：総務局新型コロナウイルス感染症対策室にて対応

主な受入状況

受入時期	件数	総額
令和2年度	57件	約147,908千円
令和3年度	29件	約69,279千円
令和4年度	3件	約60,508千円

(イ) ふるさと北九州市応援寄附金(実施期間：令和2年4月16日～)**概要**

ふるさと北九州市応援寄附金(個人版ふるさと納税)の寄附使い道に「新型コロナウイルス感染症対策」を加え、寄附を受け付けた。

実施体制

企画調整局地方創生推進室(現 企画調整局企画政策部企画課)にて対応

主な受入状況

受入時期	件数	総額
令和2年度	7,057件	約138,427千円
令和3年度	9,452件	約186,742千円
令和4年度	3,413件	約74,136千円

(ウ) 北九州市応援寄附金(GCF)

(実施期間：令和2年5月15日～8月13日)

概要

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」内のGCFページを通じて寄附を受け付けた。

実施体制

企画調整局地方創生推進室(当時)にて対応

主な受入状況

受入時期	件数	総額
令和2年度	858件	約74,124千円



「北九州市応援寄附金プロジェクト」として
目標額を大きく上回る寄附が集まった

(対応を振り返って)

- 寄附物資受入センターを立ち上げ、受付・受入部分を外部委託にしたことで、大きな混乱を招くことなく、スムーズに対応することができた。
- 新設した「北九州市応援寄附金 (GCF)」では、開始から1ヶ月たらずでプロジェクトの目標額5,000万円を達成し、最終的には目標を大きく上回る約7,400万円の寄附があり、市内外の多くの方から、たくさんの温かいご声援とお気持ちを寄附という形で受け取ることができた。

(3) コロナ差別に対する啓発

- 今まで経験したことのない、未知のウイルスにより、市民の不安感が増し、感染した人を責めたり、排除したりしようとする差別や偏見が懸念された。
- 国の基本的対処方針において、「政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する」、「政府は、ワクチンを接種していない者及び接種できない者が不当な偏見・差別等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する」とされており、本市においてもコロナ差別を防止する啓発活動を行った。

【令和2年度の取組】

- 「新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があること」、「何気ない一言が、差別や偏見を生み出してしまうこと」、「感染症に関する正しい知識を持ち、差別や偏見をなくすこと」をテーマに啓発活動を実施。

(取組内容)

- ・ CM動画の公開(テレビや大画面ビジョンにて放映)
- ・ 市政だよりへの掲載

【令和3年度以降の取組】

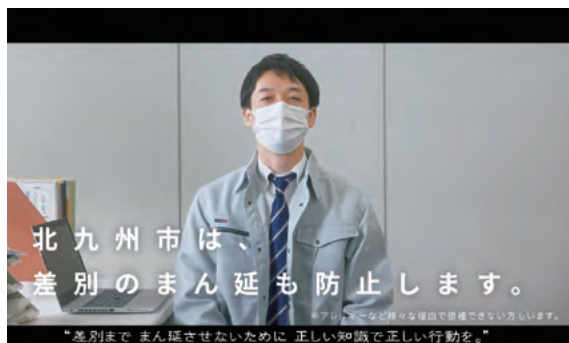
- 令和2年度からのコロナ差別に加えて、現役世代のワクチン接種における差別事案が懸念され、啓発活動を実施。令和4年度には、これまで制作した動画等を活用しながら、適宜必要な情報発信を行ってきた。
- 主な啓発テーマは、「ワクチン接種を理由とした差別防止」、「マスクがつけられない方への差別防止」等とした。

(取組内容)

ポスターやチラシの作成(会社等への配布や新聞折込)、CM動画の公開(テレビや大画面ビジョンでの放映)、市政だよりへの掲載



STOP!! コロナ差別啓発動画(学校ver)



STOP!! コロナ差別啓発動画(職場ver)

(対応を振り返って)

CM制作は、新型コロナウイルスによる、いわれなき差別をなくすという、コロナ禍の中での非常にセンシティブなテーマだけに、人権推進センターや広告代理店、演出の方と慎重に協議しながら時間をかけて制作した。

(4) 廃棄物処理への影響と市の取組

ア 一般廃棄物処理への対策

- 廃棄物処理は、市民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、緊急事態宣言の期間中等であっても、新型コロナウイルスに係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められてきた。
- 感染症が発生した場合でも、従業員等への感染拡大を防止し、ごみ収集業務を安定的に継続できるよう、令和2年2月に業務手順等を定めた「感染症流行時の一般廃棄物収集業務継続マニュアル」を家庭ごみ等収集委託業者と協力のうえ策定した。
- 逐次発信される新型コロナウイルス関係通知等を市内の一般廃棄物処理業者や市民に対して情報提供するなど、管内の廃棄物処理業務の安定的な継続が図れるよう努めた。

【主な取組】

(ア) 市民への情報提供

- ・ ホームページで「ご家庭でのごみの捨て方」の周知
- ・ ごみ収集車で車体幕や広報テープを使った、感染防止対策の啓発・呼びかけ
- ・ 回覧板で「マスクの捨て方」について周知

(イ) 一般廃棄物処理業者向けの取組

- ・ 「感染症流行時の一般廃棄物収集業務継続マニュアル」の策定
- ・ ホームページで各種支援制度や、収集運搬作業における感染対策の周知
- ・ 一般廃棄物処理業講習会において、「廃棄物処理における新型コロナウイルスの感染対策のより一層適切な実施」や「クラスターが発生した場合の市への連絡のお願い」等について情報提供 (232社参加)



ごみ収集車で車体幕を活用した
感染拡大防止の啓発を実施

イ 廃棄物処理施設の委託事業者に対する注意喚起

- 委託事業者から感染症が出た場合にあっても事業の継続が求められるため、感染者が出た際に備え、事前対策及び感染者が出た際の対応に取り組んだ。

【主な取組】

- ・ 感染者が出た場合でも、廃棄物処理を継続できるような人員体制の確保
- ・ 体調不良者の出勤停止
- ・ 出勤時や休憩時の体温管理
- ・ 体調不良時の積極的なPCR検査の受検
- ・ 消毒機材の購入及びストックの確保
- ・ 従業員のPCR受検が確定となった時点での施設消毒の実施 等

ウ 感染性廃棄物処理業者等に対する対策

- 廃棄物処理業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、新型コロナウイルスが流行した場合においても、当該感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物についても安定的に事業を継続することが求められてきた。
本市では、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、市内の産業廃棄物処理業者等に対して注意喚起を行った。

エ 本市または福岡県が排出する感染性廃棄物に対する対策

- 市や県の事業活動に伴って生じた感染性廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならない。
そのため、県や処理業者等と調整を行うなど、軽症者の宿泊ホテルから排出した廃棄物やワクチン集団接種会場から排出した感染性廃棄物について、法に基づき適正かつ円滑な処理体制を整えた。

(対応を振り返って)

事業継続にかかる感染拡大に備え、応急の消毒体制や人員体制の確保などを整備したことで、廃棄物の処理を中断することなく事業の継続につながった。

(5) 災害時における避難（避難所運営等）

- コロナ禍においても、災害のおそれのある場合は、地域防災計画に基づき避難情報を発令し、それに伴い避難所を開設することとなっている。
- 避難所の設置・運営にあたっては、感染防止対策に万全を期す必要があることから、マニュアルの作成、避難所開設数の増設、運営要員の増員及び必要な資機材等を避難所に配置した。

【取組内容】

ア 避難所における「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の作成

概要

コロナ禍においては、避難所における感染対策を行ったうえで、適切に避難者を受入れる必要があるため、北九州感染制御チーム(KRICT)と北九州市保健福祉局監修のもと、避難所における新型コロナウイルスの対策要領としてマニュアルを作成した。

作成時期

令和2年5月

主な内容

- ・ 避難者を受け入れる前の検温、手指消毒、問診票の記入
- ・ 発熱等体調不良者の専用スペースを確保し、一般避難者との隔離措置
- ・ 避難者の十分な居住スペースの確保(1区画あたり4㎡)確保できない場合のパーティション設定要領の記載
- ・ 定期的な換気、施設消毒、ソーシャルディスタンスの状況確認、体調確認
- ・ マスク着用、手指消毒の徹底など、感染防止対策の避難者への呼びかけ 等
- ・ 県の避難所運用マニュアル作成指針の改訂等に合わせて順次更新を行った。
- ・ 令和5年5月に、新型コロナウイルスが5類に位置付けられたことから、本マニュアルの運用を停止したが、基本的な感染対策は重要であるため、「手洗い等の手指衛生」、「換気」、等の励行は継続することとし、配布した感染症対応キットや資機材については、引き続き各避難所に配置した。

イ 避難所開設数の増設及び運営要員の増員

- ・ 3密を避けて、避難スペースを確保するため、過去の避難実績を踏まえ、通常開設する市民センターなどに加えて、混雑が予想される避難所については、近くの小・中学校などを追加して開設することとした。
- ・ 避難所での受付時の検温や健康観察等を行うため、運営要員を1名から2名に変更した。
- ・ これらの対応については、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に位置づけられたことに伴い、運営を従前の体制に戻した。

ウ 陽性者等避難所

- ・ コロナ禍における避難所運営として、前述のマニュアルの作成、避難所開設数の増設等を行う一方で、より感染防止対策に万全を期すため、令和2年度より、市内6か所の施設をあらかじめ「濃厚接触者避難所」として指定し、濃厚接触者の避難を受け入れた。
- ・ 陽性患者については、本人の希望等を確認の上で、原則、宿泊療養施設に入所していただくこととしていた。第7波以降、新規感染者が急増したため、宿泊療養施設での受け入れが困難になる事態を想定し、令和4年9月からは、濃厚接触者に加え、陽性者についても市内6か所の施設で受け入れることとし、名称を「陽性者等避難所」にあらためた。
- ・ 令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられたことから、陽性者等避難所の運用を停止した。

受入実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5人	4人	0人	0人

エ 備蓄物資の配置

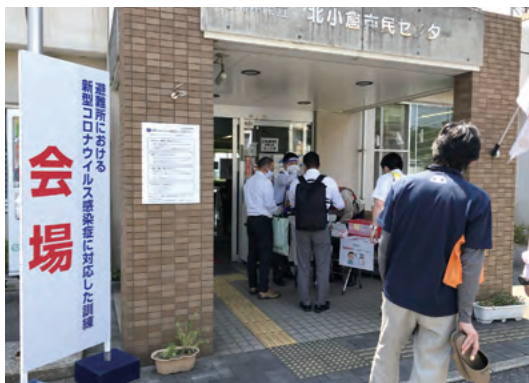
令和2年6月に、各種備蓄物資を当初開設予定の避難所約200箇所（市民センター・小学校・一部の中学校・民間避難所）に配置し、ソーシャルディスタンスや発熱者等専用スペースの確保を行った。

主な備蓄物資

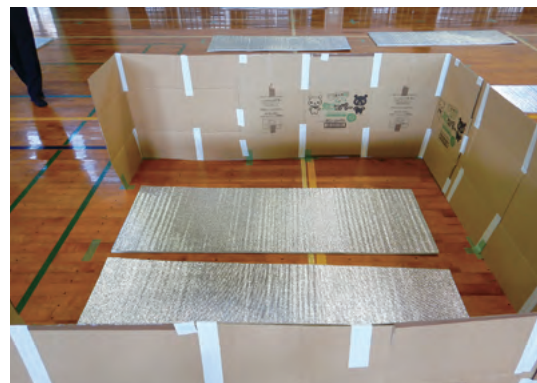
物資	内容
避難者用物資	マスク・手指消毒剤、施設清掃用物資として雑巾・ハイター・ゴム手袋・ポリ袋
運常用物資	非接触型体温計・フェイスシールド・使い捨て手袋・ビニールテープ・ビニール紐

オ 避難に関する啓発

避難所における感染防止対策や避難所開設数の増設について、市政だよりや市のホームページなどで周知に努めた。あわせて、安全な場所にある親戚や知人宅なども含めた避難先を事前に確認しておく「マイ避難所の確保」や、食料品・飲料水・生活用品・常備薬・マスク・手指消毒用アルコール・体温計などの用品を入れた「非常持ち出し袋の準備」など、市民一人ひとりの備えについての啓発も行った。



避難所訓練の様子
(会場入口受付)



避難所訓練の様子
(避難所仕切り)

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスの影響下においても、市民が安心して避難できるように、避難所の設置・運営にあたっては、感染防止対策に万全を期して取り組んだ。

(6) 外国人市民・留学生支援

- 本市には、留学生も含め、1万人を超える外国人市民が居住している。新型コロナウイルスの拡大に伴い、言語の問題により外国人市民が情報弱者となり不利益を被ることのないよう、迅速かつ正確な情報発信を行った。

【取組内容】

ア 外国人市民への支援

- 北九州国際交流協会と連携のうえ、感染拡大防止に関する情報やワクチン接種に係る情報などを多言語に翻訳し、北九州市及び北九州国際交流協会のホームページ、北九州国際交流協会のFacebookなどに随時、掲載。

(翻訳を行った例)

- ・ 集団感染予防に関する周知チラシ
- ・ 社会福祉協議会の緊急的な貸付制度の情報
- ・ 緊急事態宣言を受けての市長メッセージ
- ・ 市立学校の臨時休校の情報
- ・ 市内の妊婦へのマスク配布について
- ・ 「特別定額給付金」の申請書類について
- ・ 新型コロナワクチン接種券送付用封筒 等
- 入国後の経過観察期間中に日本語が不得意な外国人に保健所から健康観察の電話をする際、北九州国際交流協会の外国語相談員を交えての三者通訳サポートを行った。
- 生活困窮にかかる外国人市民からの個別の相談に対し、必要な助言を行い、北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンターや他機関への引継ぎを行った。



外国人向け
「集団感染予防に関するチラシ」



外国人向け
「特別定額給付金の申請案内チラシ」

イ 留学生への支援

- 留学生が在籍する大学・専門学校等が加入する「北九州市留学生支援ネットワーク」を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている留学生に対し必要な情報(国・県から発出される情報を含む)を提供した。

(情報提供を行った例)

- ・ 新型コロナウイルス専用ダイヤルの開設について
 - ・ 緊急事態宣言の発出について
 - ・ 学生支援給付金について
 - ・ 新型コロナワクチンの接種について 等
- その他の支援として、
- ・ 福岡県留学生サポートセンターが実施した留学生へのアルバイト紹介事業について、情報提供を行った。
 - ・ 福岡県国際交流センターが実施した留学生への食糧支援プロジェクトについて、市内の国際分野の活動団体等に寄付の協力を依頼。
 - ・ 来日した際の健康観察に必要となる体温計について貸出を実施。
 - ・ 市の独自の学生支援策である「応援給付金」の申請不備について、留学生が在籍する17校を個別訪問のうえ確認を行い、給付に繋がった。

(対応を振り返って)

通知などを多言語化する際、翻訳に一定時間を有し、タイムラグが生じることがあったが、本市の取組だけでなく、国・県や福岡県国際交流センターの取組も重層的に様々な媒体で情報発信を行ったことで、幅広い外国人市民への周知に繋がった。

(7) 斎場への影響と対応

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方について、尊厳を持ってお別れ、火葬を行うため、会葬者、葬祭事業者及び火葬業務員等の遺体に係る取り扱いについて必要な事項を定める必要があった。
- 国の策定した取り扱いに基づき、「北九州市新型コロナウイルス感染症患者火葬取扱要領（令和2年4月6日）（以下取扱要領とする。）」を策定し、斎場や葬祭事業者、医療機関等に必要事項を通知した。
- 取扱要領は、国のガイドラインや感染状況等に応じて改正を重ね、斎場への来場制限の緩和や、棺の小窓を開けての顔見せ、火葬開始時間の変更等、対応の見直しを行ってきた。

【主な取組】

ア 斎場に係る新型コロナウイルス対応

(ア) 新型コロナウイルスに起因する火葬対応

当初は、一般火葬終了後（おおむね18時以降）に新型コロナウイルスに起因する火葬を実施していたが、令和4年11月1日からは、一般火葬と同じ時間帯での受入れを可能とした。

(イ) 「北九州市立斎場に係るコロナ発生時における業務継続計画」の策定
(令和4年1月)

火葬場は、「国民生活・経済の安定確保に不可欠な業務」を行う事業者と位置付けられており、オミクロン株の爆発的な感染拡大を受け、業務継続計画を策定した。

(ウ) 非透過性納体袋について(令和4年5月～)

保健所で白色の納体袋を配布していたが、ご遺族のお別れの際の心情等に配慮し、透明な納体袋の配布に変更。棺の小窓を開けての顔見せが可能となった。

(工) 斎場への酒類の持込制限

緊急事態宣言等に伴う斎場への酒類の持込制限について、葬祭事業者を通じて、ご遺族への周知を行った。

イ 東部斎場及び西部斎場における取組

(ア) 新型コロナウイルスに起因する火葬への取組

- ・ 1日に2組以上の新型コロナウイルスに起因する火葬を受け入れる場合、炉前での会葬者同士の接触を回避するため、2組目以降の受入れ時刻は15～30分程度遅らせることとした。
- ・ 当初会葬者は5名以内としていたが、令和4年7月から一般火葬でもお願いしていた人数と同じ「10名程度」に変更した。
- ・ 濃厚接触者の有無を確認。濃厚接触者に来場をご遠慮いただくことについて葬祭事業者と調整を行った。
- ・ 会葬者の待合室使用は可とし、動線や席、使用するトイレは斎場が指定した。

(イ) 感染対策の取組

- ・ 火葬棟入口と待合室入口などにアルコール消毒液を設置
- ・ 「マスク着用」「手洗い・手指消毒のお願い」「換気のために窓開放」を場内各所に掲示
- ・ 待合室の換気のため、窓を常時開放
- ・ 会葬者が使用したテーブル、ソファ等アルコール消毒を実施
- ・ トイレにペーパータオルを設置(エアドライヤーの使用禁止)
- ・ 少人数での来場を依頼(10名程度)

(ウ) その他の取組

- ・ 職員、委託業者(火葬業務・清掃)、レストラン従事者の基本的な感染対策の実施
- ・ 緊急事態宣言期間中及びまん延防止重点措置期間中、レストランでの酒類販売を停止
- ・ 委託業者、大規模改修工事施工業者などと、感染症発生時の報告等の情報共有

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスに起因する火葬については、ご遺族、関係機関、葬祭事業者等との協力と斎場における感染対策を徹底しつつも、ご遺族のお気持ちに寄り添った対応に努めるため、社会的な受けとめや、国のガイドラインに準じ取り扱い要領を適宜改定した。

(8) 選挙における感染対策

- 令和2年2月26日付で国より、選挙の管理執行にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大期でも、その地域の実情に応じ、適切な対応を図る旨の通知があった。また、緊急事態宣言下であっても、選挙については、「不要不急の外出には当たらない」との見解が示された。
- 本市では、緊急事態宣言下での選挙においても、市民に安心して投票していただくため、投・開票所での感染防止対策の徹底、当日投票所の混雑を避けるための期日前投票の推奨などの対策を講じた。
- 実施にあたっては、北九州市選挙管理委員会が作成した「新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル」に基づき、各区選挙管理委員会にて各投開票所の感染防止対策を講じた。

【取組内容】**ア 感染防止対策の取組み****(ア) 「新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル」作成・配布**

保健福祉局感染症医療政策課や保健所等に意見を伺いながら作成。区選管へ配布し、感染対策の徹底を図った。

(イ) 投・開票所の取組み**主な取組**

- ・ 期日前投票を有効活用した投票の分散化
- ・ 投・開票所のレイアウトや施設の見直しによる感染防止
- ・ 投・開票所予定施設の職員や従事者に感染者が発生した場合に備えた施設管理者等との事前協議(代替会場の確保や補充員の確保)

(ウ) 不在者投票(郵便等投票・不在者投票指定施設)の推奨及び周知

高齢者や障害のある人で不在者投票が利用できる人については、感染リスクを避けるため、投票所に足を運ばないことが予想されるため、投票所に行くことなく投票できる不在者投票制度の推奨及び周知を行った。

主な取組

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方や介護保険法の要介護者で要件を満たしている方に対する郵便等投票の推奨
- ・ 福祉施設等入所者の投票機会の確保についての施設への依頼
- ・ 外出自粛要請を受けた者等に対する特例郵便等投票制度についての周知

イ 感染防止対策の周知について

(ア) 市政だよりによる周知

投票所内の感染対策をイラストでわかりやすく解説するなど、当日投票所の混雑を避けるため、市民に対し期日前投票の利用を推奨した。

(イ) 市ホームページによる周知

市政だよりと同様の周知のほか、過去の選挙の期日前投票の混雑時間や当日の時間毎の投票者数(2~3時間のタイムラグあり)を掲載し、投票者の分散化を図った(市議選、県知事選)。また、衆院選からは、リアルタイムに混雑状況を掲載し、期日前投票所の混雑緩和を図った。

(ウ) 入場整理券(ハガキ)による周知

期日前投票ができる事由として、「新型コロナウイルス感染症対策のため(6号事由)」が追加されて、仕事(1号事由)や旅行(2号事由)のほかに、当日投票所の混雑緩和のために期日前投票ができることの周知を行った。



感染対策を講じた期日前投票所の様子
(イオンモール八幡東)



開票中も従事者は
フェイスシールドやマスクを着用した

(対応を振り返って)

令和3年1月の市議選では、当日の投票所の混雑を避けるため、期日前投票を推奨したが、逆に期日前投票所が混雑する結果となった。その後の衆院選で、混雑状況がリアルタイムに分かる混雑ランプの導入、投票スペースや駐車場が狭い期日前投票所を近隣施設に移設、混雑状況が著しい投票所では、投票所内の大幅なレイアウト変更を行うなどの対策を講じ、混雑状況は改善された。

(9) 市職員採用試験における感染対策

- 採用試験においては、受験者の受験機会を確保するため、感染防止対策を十分に行った上で、実施時期や方法を工夫して実施した。
- 採用広報活動においては、例年行っていた大人数が集合する対面による説明会への出展等は自粛し、学生等への情報提供の場としてオンラインを中心とした説明会等への出展を行った。

【主な取組】

ア 市職員採用試験

- ・ 試験日を延期して実施(令和2年度)
- ・ 試験会場の基本的な感染対策の実施
- ・ 令和3年度より、WEB等で受検可能な民間基礎能力検査を導入
- ・ 令和4年度は、WEB面接試験を実施

イ 採用広報活動の実施について

- ・ 本市主催のセミナーについて、令和2年度は中止としたが、令和3年度以降は、参加人数を半数程度にした対面での実施に加え、オンライン実施での開催を行った。
- ・ 各説明会への参加について、参加形式を主に対面からオンラインへ変更した。



オンライン配信(しごと研究セミナー)の様子

(対応を振り返って)

採用試験においては、令和2年度に感染拡大防止のため試験日を延期する等の対応が必要になったことを踏まえ、令和3年度以降はWEBを活用した試験を実施したことで、市外からの志願者が受験しやすい環境となった。

また、採用広報活動においても、令和2年度は感染拡大防止のため合同説明会等への出展を取りやめたが、受験希望者への情報提供の機会が減ったことは課題となった。これを踏まえ、令和3年度以降はオンライン実施の説明会や感染症対策が十分にされている対面実施の説明会へ出展したことで、感染拡大前より多くの学生等に情報提供の機会を持つことができた。

(10) 公共工事・契約事務における感染対策

- 令和2年2月25日の国通知「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」等を受けて、工事現場の感染症対策、感染者発生時の対応、工事の一時中止措置等につき、国と足並みをそろえて対策を講じた。

【主な取組】

ア 公共工事及び契約事務に関する相談窓口の開設（令和2年2月25日）

新型コロナウイルスの流行に伴い、資材調達の遅延や労務者不足等による工期内竣工が困難となる事態等が予測されたため、公共工事及び契約事務に関する相談窓口を開設した。

イ 工事の一時中止措置等

- ・ 令和2年2月26日、工事及び工事に係る業務委託への影響、考えられるリスクの洗い出しを迅速に行うため、技術系部局による会議を設置した。
- ・ 国土交通省発出の緊急事態宣言等を踏まえた工事等の対応通知を受け、本市発注工事の受注者に対して意向確認を行い、一時中止措置等を実施した。

一時中止措置等の意向調査	令和2年 3月2日～4日	令和2年 4月10日～16日	令和2年 5月8日～15日
一時中止措置等を実施した工事	3件	15件	9件
一時中止措置等を実施した工事に係る業務委託	4件	15件	16件

ウ その他

- ・ 公共工事の現場において、マスクを着用して作業を行う機会の増加が想定されるため、例年以上に熱中症予防行動に留意する旨を通知した。
- ・ 市発注工事の受注者等に対して「新型コロナウイルス対策と熱中症対策」に関するアンケートを実施し、現場で行っている取組内容等をまとめ、関係者へ情報提供した。
- ・ 入札事務についても、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、郵便による入札ができることとした。

（対応を振り返って）

工事及び工事に係る業務委託への影響を迅速に洗い出し、適宜対応したことで、市の施策に影響が生じるような工事の大幅な遅延等はなかった。